

令和 6 年 度
船橋市内部統制評価報告書審査意見書

船橋市監査委員

船 監 第 4 4 3 号

令和 7 年 8 月 2 0 日

船橋市長 松 戸 徹 様

船橋市監査委員 栗 林 紀 子

同 齋 藤 弘 之

同 浦 田 秀 夫

同 日 色 健 人

令和 6 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 6 年度船橋市内部統制評価報告書を審査したので、意見書を提出します。

令和 6 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の種類

地方自治法第 150 条第 5 項に基づく審査

2 審査の対象

令和 6 年度船橋市内部統制評価報告書

3 審査の期間

令和 7 年 6 月 13 日から同年 8 月 18 日まで

4 審査の着眼点

市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

内部統制の不備について重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているか。

5 審査の実施内容

令和 6 年度船橋市内部統制評価報告書について、船橋市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省）（以下「ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

6 審査の結果

令和 6 年度船橋市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

7 備考

特に記載すべき事項はない。

8 審査意見

(1) 重大な不備の判断について

業務レベルの内部統制の評価において把握した不備が、重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているか審査した結果、重大な不備の判断要素の一つ以上該当した不備は 16 件あり、うち二つに該当した事案が 4 件、三つに該当した事案が 1 件見られた。

例として、管理職員による出退勤記録の改ざんについては、重大な不備の判断要素のうち「法令違反」「職員の故意又は重大な過失、懲戒処分」及び「テレビ、新聞等の報道による大幅な信用失墜」に該当していた。

当該事案について内部統制評価担当に確認したところ、職員個人が本来業務以外の部分で行った不正であり、所属部署に係る不備とは評価していないこと、また、管理職員は高い倫理観を持って業務に取り組むことが求められている職位であり、勤怠管理システムの権限を管理職員に限定するという一定程度のリスク対応策がとられていたことから、ガイドラインや本市における重大な不備の判断要素を踏まえ、総合的に判断した結果、重大な不備と判断すべきものではなかったとのことであった。

しかしながら、当市では管理職員による不正が過去に生じている以上、管理職員自身による不正リスクが過小評価であり、上記リスク対応策では不十分であると言わざるを得ない。

現状では、重大な不備の判断について、客観的な判断要素がありながら最終的には総合的な判断によるとしているが、上記の例も踏まえ、評価に当たっては判断要素を狭義的に捉えることのないよう要望する。

また、上記 16 件は重大な不備となる可能性を含むリスクの高いものであると考えられることから、評価結果の中に事案の概要や再発防止策を記載し注意喚起を図る等、同様の事案が生じないよう工夫されたい。

(2) 実効性の高い内部統制制度の定着について

前年度の常勤職員に対する e-ラーニングによる研修に続き、今年度は新たに会計年度任用職員や技能労務職の常勤職員を対象として研修を実施し、内部統制制度の理解向上に努められたことは評価する。

なお、内部統制評価担当に確認したところ、e-ラーニング実施後のアンケート結果では「具体的な例が提示されていて理解が深まった」との意見があったとのことであった。

アンケート結果には、制度の理解を深めるための工夫となる材料が含まれていると思われることから、研修等実施に当たってはアンケート結果を踏まえ、より実効性の高い内容となるよう期待する。

また、制度定着のためには、e-ラーニング等による研修を繰り返し行うことが重要であり、継続的に実施されるよう要望する。